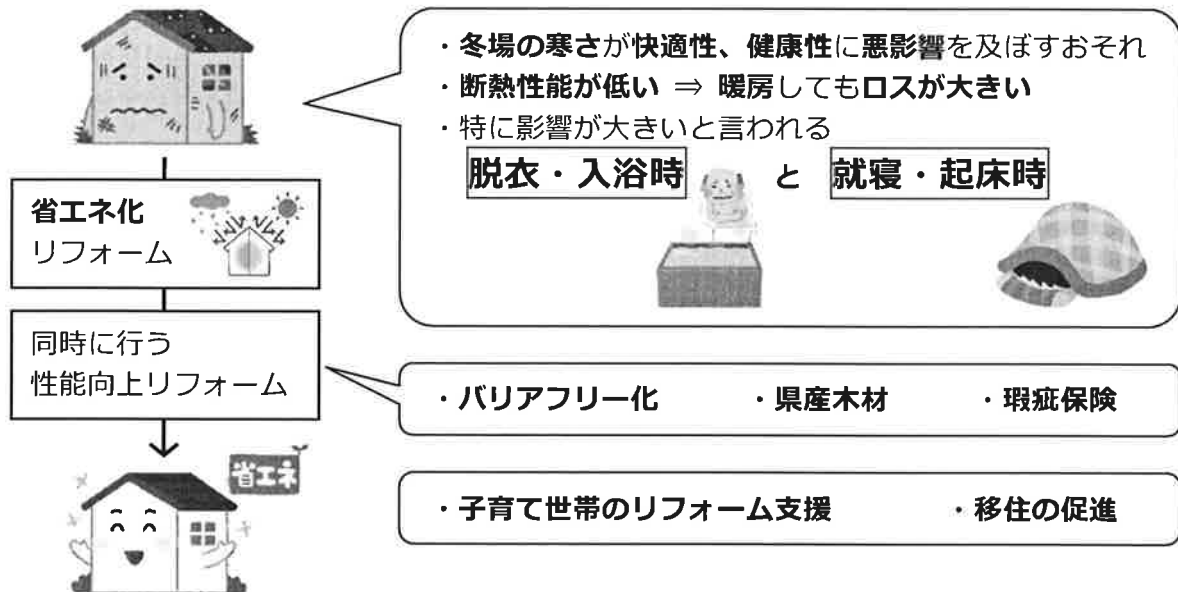


～ 信州型住宅リフォーム助成金 H29 新制度の概要 ～

長野県建設部建築住宅課

既存住宅の省エネルギー化リフォームを支援することにより、住宅におけるエネルギー消費量の削減と、ヒートショック予防や冬場の活動量増加が期待される快適で健康な住まいづくりを推進します。あわせて、バリアフリー化、県産木材利用並びに子育て世帯及び移住者の住宅リフォームを支援することにより、居住環境の向上と既存住宅の有効利用を図ります。



1 助成対象住宅

県内に所在する住宅で、県内に居住する申請者が自ら居住又は所有する住宅

2 助成対象工事

(1) 基本要件

県内事業者が施工する 50 万円以上のリフォーム工事で、浴室及び脱衣所又は寝室の床、天井(屋根)又は壁のうち見付面積 10 m²以上の部分並びに外部に面するすべての窓及びドアの断熱性能を向上させる工事を含むもの

(2) 加算要件

次のいずれかに該当する場合は、助成額を加算します。(複数併用可)

- ① 床、天井(屋根)又は壁の断熱性能を向上させる工事を同時に行う場合〔(1)の対象以外〕
- ② 外部に面するすべての窓及びドアの断熱性能を向上させる工事を同時に行う場合
- ③ バリアフリー化工事を同時に行う場合
- ④ 県産木材を使用する工事を同時に行う場合
- ⑤ リフォーム瑕疵保険が付保される場合
- ⑥ 申請者が子育て世帯である場合(子育て世帯:18歳未満の者が同居する世帯)
- ⑦ 申請者が移住者である場合(移住促進型のみ適用)

3 助成額

要件ごとに定める額を合計した額

(限度額:リフォーム工事費の20%、かつ、一般型は40万円、移住促進型は50万円)

4 申請受付

平成29年(2017年)4月17日から、各建設事務所建築担当課で受付開始予定

※ H29 事業の実施は、県議会の審議を経て予算が成立した時点で決定となります。
また、事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。